



市政情報

税を考える週間

11月11日(水)～17日(火)は「税を考える週間」です。「これからの社会に向かって」をテーマとして、租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めて、納税意識の向上を図ることとしています。

問東松山税務署
☎22-0990



国税庁HP

確定申告会場の変更及びスマホ申告

令和9年以降の確定申告会場は東松山税務署になります。なお、確定申告期間中(令和9年2月16日(火)～3月15日(月))は、税務署の駐車場はご利用できません(身体障害者用駐車場を除く)。税務署へお越しになる際は、公共交通機関をご利用ください。

確定申告期間中は混雑が予想されますので、スマートフォンとマイナンバーカードがあれば自宅からできる、スマホ申告をぜひご利用ください。

問東松山税務署
☎22-0990



国税庁HP

都市計画の案の縦覧及び意見書の受付

大字松山の諏訪下地区における産業用地として利用を図るための東松山都市計画の変更にあたり、都市計画法第17条に基づく都市計画の案の縦覧及び意見書の受付を行います。

□都市計画の案の縦覧

縦覧内容

- ①「東松山都市計画区域区分」の変更案(県決定)
- ②「東松山都市計画用途地域」「東松山都市計画防火地域及び準防火地域」「東松山都市計画土地区画整理事業」「仲田町地区地区計画」の変更案(市決定)

縦覧期間

11月24日(火)～12月8日(火) 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)

縦覧場所

- ①県都市計画課、東松山県土整備事務所、市都市計画課、滑川町建設課、吉見町まち整備課、嵐山町まちづくり整備課

※県HPからも見るができます。

- ②市都市計画課

※市HPからも見るができます。

□案に対する意見書の提出

- ☒①東松山市、嵐山町、滑川町及び吉見町の住民及び利害関係人
- ②東松山市の住民及び利害関係人

提出方法

縦覧場所で配布する意見書に必要事項を記入し、直接又は郵送で提出。

- ①は県都市計画課、東松山県土整備事務所、市都市計画課へ。②は市都市計画課へ。

県都市計画課(〒330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1)

県東松山県土整備事務所(〒355-0024六軒町5-1)

市都市計画課(〒355-8601松葉町1-1-58)

※①は県電子申請届出サービスでも提出できます。

※②は市都市計画課への☒でも提出できます。意見書の様式は市HPに掲載します。

提出期限

12月8日(火)午後5時15分(必着)

■共通事項

問県都市計画課☎048-830-5341

市都市計画課☎21-1425☎24-8857



都市計画課☒



市HP

広告募集中

広報ひがしまつやまに企業や団体の広告を掲載しませんか？



市HP

消費者トラブルに注意

分電盤の点検商法に注意!

【事例1】

高齢の母に、分電盤の点検をすると電話があり点検を受けた。点検後に「このままだと火事になる」と言われ、分電盤の交換工事を契約してしまった。不審なため解約したい。

【事例2】

大手電力会社から委託を受けているという業者が分電盤の点検に来た。点検の結果、交換が必要とのことで、その場で交換工事を契約をした。契約後、大手電力会社に問い合わせると、全く関係がない業者であることがわかった。解約したい。

突然、業者が電話等で分電盤等の点検を持ち掛けて訪問し、点検後「交換しなければ火事になる」などと消費者の不安をあおり、その場で交換工事を迫るなどの「点検商法」の相談が多く寄せられています。大手電力会社やその委託会社であるかのように装っているケースも見受けられます。

困ったときは、消費生活センター等にご相談ください。
消費生活センターへの相談は、消費者ホットライン☎188
問人権市民相談課☎21-1414☎25-0160

財務省関東財務局へご相談を

関東財務局では、地域の皆さんからの相談を無料で受け付けています。一人で悩まずに、まずはご相談ください。

・詐欺的な投資勧誘に関するご相談
☎048-613-3952

・ヤミ金融業者等に関するご相談
☎048-600-1151

・電子マネーや暗号資産に関するトラブル☎048-600-1152

・多重債務相談(借金返済の悩み相談)
☎048-600-1113

問人権市民相談課

☎21-1414

☎25-0160



財務省関東財務局
(YouTube)

狂犬病の予防注射

犬を飼う場合は、毎年1回の狂犬病予防注射と注射済票の着用が義務付けられています。未接種の場合は、注射を受け、済票の交付手续をしてください。接種済みで済票の交付を受けていない場合は、交付手续をしてください。

なお、犬の死亡や住所変更、飼い主変更の場合も、手続きが必要です。

交付手数料 550円

狂犬病予防注射済証(動物病院等で注射を受けた際にもらう証明証)

問環境政策課

☎63-5006

☎23-7700



市HP

野外焼却の禁止

野外焼却は煙やにおいのほか有害物質を発生させ、近隣の生活環境の悪化を招くだけでなく、健康への悪影響や火災につながる恐れがあることから法律で原則禁止されています。稲わらの焼却等の例外行為にあたる場合でも、近隣から苦情が寄せられたときは、焼却の中止をお願いすることがあります。

問環境政策課

☎63-5006☎23-7700

廃棄物対策課

☎21-1401☎23-7700

農業振興課

(田畑での野焼き)

☎21-1400☎23-7700



市HP

広告募集中

広報ひがしまつやまに企業や団体の広告を掲載しませんか？



市HP